

修了の要件【大学院】

関西外国語大学大学院学則（抜粋）

第 5 章 教育課程および履修方法等

（教育課程の編成方法）

第 29 条 本大学院の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、学位論文等に対する指導を行うなど、体系的に教育課程を編成する。

（教育方法）

第 30 条 本大学院の教育は、授業科目および学位論文等の作成に対する指導によって行う。

（成績評価基準等の明示等）

第 31 条 授業および研究指導の方法および内容ならびに 1 年間の授業および研究指導の計画は、学生に対してあらかじめ明示する。

- 2 学修の成果および学位論文にかかる評価ならびに修了の認定にあたっては、客観性および厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

（教育課程の編成方法）

第 32 条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目および自由科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

- 2 授業科目を専門科目、専門演習科目および自由科目に区分する。
- 3 授業科目および単位数は、別表第 1 および第 2 のとおり定める。

（単位計算方法）

第 33 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

- (1) 講義および演習については 15 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実習については 30 時間の授業をもって 1 単位とする。

（単位の授与）

第 34 条 授業科目を履修し授業ごとに実施する試験に合格した者には、所定の単位を与える。成績評価は第 40 条にもとづき行う。

- 2 試験に関し必要な事項は大学院試験規程に定める。

（履修方法）

第 35 条 課程における履修方法に関し必要な事項は大学院履修規程に定める。

第 7 章 課程の修了および学位の授与

(修了要件)

第 46 条 博士前期課程の修了要件は、当該課程に 2 年以上在学し、所定の単位 34 単位以上を修得し、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、当該課程の目的に応じ適当と認められたときには、特定の課題についての研究成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

第 47 条 博士後期課程の修了要件は、当該課程に 5 年（博士前期課程または修士課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年間の在学期間を含む）以上在学し、所定の単位 16 単位以上を修得し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に 3 年（博士前期課程あるいは修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程の 2 年の在学期間を含む）以上在学すれば足りるものとする。

2 前条第 1 項ただし書きの規定による在学期間をもって博士前期課程または修士課程を修了した者の本大学院の当該課程の修了要件は、博士前期課程または修士課程における在学期間に 3 年を加えた期間以上在学し、所定の単位 16 単位以上を修得し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

第 48 条 博士後期課程に所定の年限以上在学し、所定の単位 16 単位以上を修得し、必要な研究指導を受けたうえで退学した者には、研究指導終了退学証明書を交付することができる。

(学位論文の審査および学位に関する試験の方法等)

第 49 条 修士論文または特定の課題についての研究成果（以下「修士論文等」という）は、本大学院に 1 年以上在学し、履修授業科目について所定の単位を修得した者があらかじめ修士論文等の主題とその研究計画書を提出しなければこれを提出することができない。

第 50 条 修士論文等の審査および試験は、本大学院の定める審査員によりこれを行う。

第 51 条 修士論文等は、専攻の専門分野における深い学識と研究能力とを証左するに足りるものをもって合格とする。

第 52 条 修士の学位に関する試験は、修士論文等の提出者の研究成果を確認する目的をもって修士論文等を中心として行う。

第 53 条 修士論文等審査および最終試験の方法等については、関西外国語大学学位規程に定める。

第 54 条 博士論文は、本大学院の博士後期課程を 1 年以内に修了する見込みの者が、あらかじめ博士論文の計画について指導教員の承認を得、かつ外国語の学力に関する検定に合格したうえでなければ、これを提出することができない。

- 第 55 条 博士論文の審査および試験は、本大学院の定める審査員によりこれを行う。
- 第 56 条 博士論文は、専攻分野について確かな教育能力および研究能力を兼ね備えた大学教員等として自立して活動を行うに必要な高度の教育能力および研究能力ならびにその基礎となる豊かな学識を証左するに足りるものをもって合格とする。
- 第 57 条 博士の学位に関する試験は、論文提出者の研究成果を確認する目的をもって博士論文を中心として行う。
- 第 58 条 博士論文審査および最終試験の方法等については、関西外国語大学学位規程に定める。
(学位の授与)
- 第 59 条 修士の学位は、第 46 条に定める修了要件を満たした者に、関西外国語大学学位規程の定めるところにより学長がこれを授与する。
- 第 60 条 博士の学位は、第 47 条に定める修了要件を満たした者に、関西外国語大学学位規程の定めるところにより学長がこれを授与する。

関西外国語大学大学院履修規程（抜粋）

第 2 章 単位の修得

第 2 節 単位制

（単位の修得）

- 第 4 条 当該学期に履修登録を行った科目（以下「履修科目」という）について単位を修得することができる。
- 2 履修科目の単位を修得するためには、授業の受講および授業外学修を行い、学則第 40 条の規定にしたがって 60 点以上の成績評価を取得しなければならない。
 - 3 原則として、履修科目の授業にはすべて出席しなければならない。
 - 4 履修科目の単位の認定は、各学期の基準日に在学している場合に行う。各学期の基準日は次の号に定める。
 - (1) 春学期は 8 月 31 日。
 - (2) 秋学期は 2 月末日。
 - 5 授業出席に関して不正行為と判断された場合は、当該科目の成績評価は 0 点となり、単位を修得できない。
 - 6 学期末試験および授業時間内に実施される中間テストないし小テスト等各種の試験において、不正行為と判断された場合は、当該科目のみならず、当該学期の全履修科目の成績評価は 0 点となり、単位を修得できない。
 - 7 課題レポートや論文等の作成において、剽窃またはインターネットからのコピー・アンド・ペースト等の不正行為と判断された場合は、当該科目の成績評価は 0 点となり、単位を修得できない。

（博士前期課程の修了要件）

- 第 5 条 博士前期課程を修了するには、英語学専攻、言語文化専攻ともに、専門科目 22 単位以上、専門演習科目 8 単位を含め 30 単位以上を修得のうえ、修士論文または特定課題研究の 4 単位を合わせ、計 34 単位を修得しなければならない。
- 2 修士論文執筆等のため修業年限を超えて在学する場合は、在学延長願を学長に提出しなければならない。

（博士後期課程の修了要件）

- 第 6 条 博士後期課程を修了するには、英語学専攻、言語文化専攻ともに、専門科目 8 単位以上、専門演習科目 8 単位を含め 16 単位以上を修得のうえ、博士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。
- 2 所定の年限在学し、所定の単位を修得のうえ必要な研究指導を受けていたとしても、博士論文の審査および最終試験に合格しない場合は、研究指導終了退学となる。
 - 3 博士論文執筆等のため修業年限を超えて在学する場合は、在学延長願を学長に提出しなければならない。